

植民地における医術開業試験及第者のキャリア形成

— 羽鳥重郎のケース —

大 石 恵

はじめに

2020年以降、新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の世界的感染拡大に伴い、各国は感染症対策を迫られてきた。中でも台湾¹は2019年12月31日にCOVID-19に関する中国国内の情報を確認すると、2020年1月15日にCOVID-19を第5類法定伝染病²に指定し、モニタリングと対策強化に着手した³。2020年1月22日以降、武漢および中国各地との往来を段階的に制限し、旧正月の人流拡大期の感染抑制に努めたのであった。また、中国からの入国者を対象とした14日間の在宅検疫は、その後全ての入国者に適用され⁴、検疫強化が奏功した2020年の台湾では、252日間連続で国内感染者数0を実現した⁵。

こうした対応の背景には、2003年の重症急性呼吸器症候群（SARS）の経験が活かされているという。しかし、台湾と感染症を考える時、亜熱帯特有の蛇の咬傷被害や熱帯病と対峙してきた歴史も無視できない。現在、防疫の最前線に立つ衛生福利部疾病管制署（Centers for Disease Control）の成立史を遡ると、源流の1つに国立台湾大学熱帯医学研究所の名称を確認できる⁶。更に、その前身である台北帝国大学熱帯医学研究所（1939〔昭和14〕年4月設置）は、台湾総督府研究所衛生学部（1921〔大正10〕年、台湾総督府中央研究所衛生部）の解体に伴って設置された。これらの衛生に直結する組織は、日本の台湾領有や南進政策と不可分の存在であった。というのも、日本は台湾出兵（1874〔明治7〕年）や台湾占領（1895〔明治28〕年）時に熱帯病で多くの犠牲を払い、また1940年代には、台湾が熱帯病研究の拠点となったからである⁷。

植民地統治下の台湾では、19世紀後半から西洋医学を導入した日本の手で、衛生体制が構築された⁸。これを支えた内地出身の日本人医師の経歴は、以下の2系統に分類できる。

- 1 本稿で扱う「台湾」とは、日本の植民地統治期（1895-1945年）においては台湾本島と澎湖島を、1949年12月以降は、中華民国政府の統治下にある台湾本島、澎湖島、金門・馬祖島などを指す。
- 2 台湾で第5類法定伝染病に指定されているCOVID-19以外の感染症は、新型A型インフルエンザ（H5N1、H7N9）、黄熱病、ラッサ熱、中東呼吸器症候群、リフトバレー熱、エボラ出血熱、マールブルグ熱である（衛生福利部疾病管制署「第5類法定伝染病」、<https://www.cdc.gov.tw/Category/List/dCqPVX36k5LJ3xlvOGbkZw>、最終閲覧日：2022年3月20日）。なお、2022年5月10日時点でも、COVID-19は第5類に分類されている。
- 3 衛生福利部疾病管制署「疾管署自2020年1月15日起將「嚴重特殊傳染性肺炎」列為第五類法定傳染病」、2020年1月15日（<https://www.cdc.gov.tw/Bulletin/Detail/JG8nPK775lyXJOTHvb8aIq?typeid=9>、最終閲覧日：2021年10月1日）。
- 4 衛生福利部疾病管制署「依法配合居家檢疫隔離14天、共同守護國人健康」2020年3月27日（<https://www.cdc.gov.tw/Bulletin/Detail/EBjjqqNd478Dxd8ClzeqXg?typeid=9>、最終閲覧日：2021年11月22日）。
- 5 行政院「傳染病防治與健康促進」（<https://www.ey.gov.tw/state/A01F61B9E9A9758D/ee66e052-a928-4f0b-83ab-21b4069d0673>、最終閲覧日：2022年4月13日）。
- 6 圖01 衛生福利部疾病管制署沿革（衛生福利部疾病管制署編『百年榮耀世紀傳承—1909-2014台湾百年公立疫苗製造史—』（台北：衛生福利部疾病管制署、2014年）、頁19）。
- 7 瀬戸口明久「医学・寄生虫学・昆虫学—日本における熱帯病研究の展開—」『科学哲学科学史研究』（1、2006年3月）、128-130ページ。
- 8 台湾におけるマラリア対策と衛生事業の展開については、飯島渉『マラリアと帝国—植民地医学と東アジアの広域秩序—』（東京：東京大学出版会、2005年）が詳しい。

第1に、医師を養成する教育機関⁹で学んだ者で、台湾総督府医学校校長を務めた山口秀高（1866-1916）¹⁰、高木友枝（1858-1943）¹¹、堀内次雄（1873-1955）¹²らが該当する。第2に、医術開業試験を経て開業免状を下付された者である。この試験は、医師養成の教育機関を卒業生せずとも受験可能で、及第すれば、自由診療の時代に西洋医として開業することができた。台湾の感染症対策に携わった羽鳥重郎（1871-1957）は、これに該当する¹³。

橋本（1992）によれば、医術開業試験は特定の学歴を要求されず、加えて試験及第者に開業免状を下付する制度であったため、有能だが経済的に困難を抱える青年たちに「立身出世の捷徑」と見なされた¹⁴。ただ、カリキュラムが整備された大学・医学校卒業の医師と比較すると、試験及第者の知識・技量は総じて低く、次第に西洋医の階層化、及第者批判につながった¹⁵。しかし、橋本（1992）では開業以外の道を選んだ試験及第者が射程に入っておらず、考察の余地があろう。本稿で言及する羽鳥重郎（以下、羽鳥と記す）は、その一例である。

羽鳥が活動した植民地台湾に関して、鈴木（2014）は、台湾総督府医院が学歴主義に基づいて医師を任用し、それを反映した医師の序列化がみられたことを明らかにした¹⁶。但し、台湾総督府医院の試験及第者の任用数は僅かで¹⁷、彼らの足跡に関する言及はみられない。台湾へ渡った試験及第の医師は、階層化された医学界の中で知識や経験を蓄積し、内地での開業を選択するよりも「立身出世」を実現できたのであろうか。

台北帝国大学医学部長を務めた小田俊郎は、内地の医師が台湾へ渡った理由として、恩給年限や給与加算などを挙げる¹⁸。加えて、内地では「名門の出でない」と頭を持ちあげられず、「ファイトのある人」は台湾を目指したという¹⁹。本稿では、医術開業試験を経て医師になった羽鳥の生涯を事例に、試験に及第した専門職人材の外地におけるキャリア形成過程と感染症の研究成果について考察を加え、西洋医の下層に位置付けられた試験及第者の活動実績を明らかにする。

9 各教育機関の名称については、時期ごとの正式名称に依る。

10 東京出身。1887（明治20）年、東京帝国大学医科大学卒。沖縄県立病院長、日本生命保険株式会社医長を務めた後、1898（明治31）年、台湾総督府医院院長に着任。辞職後の1903（明治36）年、ドイツへ留学。帰国後、東京鉄道病院眼科部長を務めた（井関九郎『大日本博士録 Vol. II』〔発展社出版部、1922年〕、医博84ページ）。

11 福島出身。1885（明治18）年5月、東京大学医学部卒業。同年、福井県病院長。その後、鹿児島県病院長を経て、伝染病研究所に勤務。1902（明治35）年3月、台湾総督府医院院長兼医長、台湾総督府医学校教授に任じられた。1919（大正8）年、台湾電力株式会社社長に就任（井関九郎、前掲書、医博178-179ページ）。

12 兵庫県出身。1894（明治27）年、第二高等中学校医学部（現東北大学医学部）卒。翌年、陸軍軍医として台湾で従軍した。1896（明治29）年6月、帝国大学医科大学傍聴生（衛生学）となり、同年10月には台湾総督府台北病院へ赴任した。その後半世紀にわたり、台湾の医療に関わった（井関九郎、前掲書、医博155ページ；張秀蓉編註『日治臺灣醫療公衛五十年（修訂版）』〔臺北：國立臺灣大學出版中心、2015年〕、頁590）。

13 羽鳥重郎は、台湾のマラリア防遏、マラリアを媒介する蚊（*アノフェレス*）の新種発見などに貢献した人物である（飯島渉、前掲書）。彼は自叙伝を遺しており（羽鳥重郎『眼瞼自叙回想録—台湾医事衛生小誌—』〔東京：眼瞼自叙回想録刊行会、1964年〕）、これをもとに手島仁『羽鳥重郎・羽鳥又男読本—台湾で敬愛される富士見出身の偉人—』（群馬：上毛新聞社、2015年）が刊行された。しかし、羽鳥の詳細なキャリアや、研究活動を描くには至っていない。

14 橋本鉞市「近代日本における専門職と資格試験制度—医術開業試験を中心として—」『教育社会学研究』（51、1992年）、136ページ。

15 橋本鉞市、前掲論文、142-149ページ。

16 鈴木哲造「日本統治下台湾における医師社会の階層構造と学歴主義—台湾総督府医院勤務医の任用過程を題材として—」（檜山幸夫編『歴史のなかの日本と台湾—東アジアの国際政治と台湾史研究—』中国書店、2014年、所収）。

17 鈴木哲造、前掲論文、137-139ページ。

18 東寧会『東寧会40年—台北帝大医学部とその後—』（東京：東寧会、1978年）、86ページ。

19 東寧会、前掲書、85-86ページ。

1 西洋医学の医師の創出

1-1 医師資格の制度化

本項では、羽鳥が医師資格を得た医術開業試験制度の創設に至る過程を概観する。橋本（1992）によれば、近代以前の医師は自由参入の職業で、徒弟制的キャリアを経て医業に就いた事例は少なかった。例えば、佐賀藩は医学寮の開業試験を経た藩内の開業医名簿を作成していたが²⁰、医師は全国統一の基準や資格を求められることも、高度技術職と見なされることもなかった²¹。また、江戸時代の鎖国体制下で蘭学を制限した経緯から、医師といえば漢方医を指していた。

こうした医学事情に変化が訪れたのは、幕末以降のことであった²²。即ち、1855（安政2）年、江戸幕府は長崎に海軍伝習所を設立すると、2年後には医学伝習所を設立し、軍医として来日したオランダ人ポンペ（Johannes Lydius Cathrinus Pompe van Meerdervoort；1829-1908）を西洋医学の医師養成にあたらせたのである²³。西洋医学の教育が緒に就いたものの、明治初期は依然として漢方医が多く、西洋医学の医師数は全体の2割にすぎなかった²⁴。何故なら、「学制」（1872〔明治5〕年8月）発布後に設置された官立医学校は3校（大学東校、大阪医学専門学校、長崎医学専門学校）のみで、西洋医の需要を充足できなかったからである²⁵。加えて、医師資格に関する制度は未整備のままで、多くの医師の知識・技能が低かった²⁶。そこで、明治政府は自由に医師＝漢方医として開業できる旧来の制度を改め、資格試験を導入し、医師の質を担保する制度の確立を目指したのであった。その指針となったのが「医制」（1874〔明治7〕年8月）である。

明治政府は、「医制」で西洋医学の公認、それに対応した医学教育の制度化²⁷、医師の資格試験の制度化を規定したのであった。医師の開業免状授与の条件として、「医制」は「医学卒業ノ證書」と、専門の診療科目（内科、外科、眼科、産科など）の2年以上の実習経験を求めた（第37条）²⁸。また、開業希望者は「医制」公布から10年以内に指定科目（解剖学大意、生理学大意、病理学大意、薬剤学大意、内外科大意、病状処方并手術）を受験し、医師の免状を受けることとされた²⁹。医師の開業試験は1876（明治9）年に全国で実施されるようになると、試験内容の均質化を目的として「医師試験規則」（1879〔明治12〕年、内務省布達甲第3号）が定められ、全国統一の問題を使用した。

但し、試験制度の導入にあたっては特例措置が設けられた。第1の特例は、東京医学校卒業生に対する試験免除措置であった。「医制」発布以降、西洋医学の速成教育を担う公

20 青木歳幸「資料翻刻 佐賀藩『医業免札姓名簿』について」『佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要』（3、2009年3月）、35ページ。

21 橋本鉉市、前掲論文、137-138ページ。

22 近代日本の医療が、鎖国体制の終焉を境に漢方から西洋医学へと転じ、明治・大正期に医師養成機関を大学へと一元化する過渡期にあった点は、宗前清貞『日本医療の近代史—制度形成の歴史分析—』（京都：ミネルヴァ書房、2020年）、第2章を参照のこと。

23 宗前清貞、前掲書、58ページ。

24 新沼正子「衛生行政のはじまり—医師と看護婦の養成—」『安田女子大学紀要』（49、2021年2月）、373ページ。

25 厚生省医務局編『医制百年史 記述編』（東京：ぎょうせい、1976年）、31-32ページ。

26 厚生省医務局編、前掲『記述編』、7ページ。

27 宗前清貞、前掲書、61ページ。

28 厚生省医務局編、前掲『記述編』、15ページ。

29 厚生省医務局編『医制百年史 資料編』（東京：ぎょうせい、1976年）、41ページ。

立・私立の医学校の開設が相次いだ³⁰、「良医」供給の源泉は東京医学校であり³¹、卒業生に試験は不要と見做されたのである。第2の特例は、既存の開業医に対する受験義務化の回避であった。「医制」は、既存の開業医に対しては当面履歴と実績を比較して「仮免状ヲ授」けるとした³²。

その後、「医学校通則」(1882〔明治15〕年、文部省達第4号)が布達され、公立医学校をとりまく環境に変化が生じた。具体的には、公立医学校の①甲・乙2種への区分(第2条)、②修業年限の格差(第5条〔甲種4年〕、第12条〔乙種3年〕)³³、③甲種医学校卒業生の資格試験免除の3点である。加えて、甲種医学校は教員として東京大学医学部を卒業した医学士3名以上の雇用を求められた(第10条)³⁴。その結果、東京大学医学部の卒業生らは各府県の病院長や医学校助教として各地へ赴任し³⁵、他方で、甲種の認定を目指す公立医学校間では医学士の争奪と府県財政の圧迫が生じ、公立医学校の閉鎖が相次いだ³⁶。

更に、「医師免許規則」(1883〔明治16〕年、太政官布告第35号)の公布後、前述の「医師試験規則」の廃止、医術開業試験の及第者に対する医師開業免許の下付が定められた。医術開業試験は、「医術開業試験規則」(1883〔明治16〕年、太政官第34号布達)に基づき前・後期試験が実施された³⁷。但し、東京大学医学部と甲種医学校の卒業生には試験免除の特例措置がとられた³⁸。なお、医術開業試験の受験年齢に制限はなく、前・後期試験の受験前に各1年半以上の修学履歴を附して出願するのみであった³⁹。医術開業試験制度は、1926(大正5)年に廃止されるまでの間、約2万人の試験及第者を世に送り出し、西洋医の不足を補ったのであった⁴⁰。

1-2 植民地台湾の医師資格・衛生体制の制度化

次に、植民地統治初期の台湾における医療環境や医師資格の整備を確認しておこう。清末の台湾は、明治期の日本と同じく医師といえば漢方医が主流で、西洋医学に基づく施療は、キリスト教宣教師による布教活動と共に持ち込まれた。その嚆矢となったのは、イギリス人宣教師マクスウェル(Dr. James L. Maxwell: 1836-1921)による教会と診療所の開設であった(1865年)⁴¹。続いて、1871(明治4)年にはカナダ長老教会の宣教師マッケイ(George Leslie Mackay: 1844-1901)が淡水(現新北市淡水区)で伝導と施療に従事した⁴²。

30 1876年には僅か4校だった公立医学校は、1880年には30校にまで増加した。しかし、1885年以降は廃校が相次ぎ、1887年には18校、1888年には3校まで減少した(厚生省医務局編、前掲『資料編』、603ページ)。

31 笠原英彦「医制制定と医学教育行政の確立」『法学研究：法律・政治・社会』(72:6、1999年6月)、33ページ。

32 厚生省医務局編、前掲『資料編』、41ページ。

33 乙種医学校に関して、1年以内の修業年限増加は許容された。

34 文部省『文部省布達全書 明治15年』(東京：文部省、1885年)、7ページ。

35 小関恒雄「明治初期東京大学医学部卒業生動静一覧(1)」『日本医史学雑誌』(33:3、1987年7月)、318-319、321、325ページ。

36 宗前清貞、前掲書、63-64ページ。

37 各試験の試験科目は、以下の通りであった(『官報』第97号、1883〔明治16〕年10月23日、3ページ)。

前期試験：物理学、化学、解剖学、生理学

後期試験：外科学、内科学、薬物学、眼科学、産科学、臨床実験

38 「第三条 官立及府県立医学校ノ卒業証書ヲ得タル者其証書ヲ以テ開業免状ヲ得シテ願出ツルトキハ内務卿ハ試験ヲ要セスシテ免状ヲ授与スルコトアルヘシ」(『官報』第97号、1883〔明治16〕年10月23日、1ページ)。

39 橋本鉞市、前掲論文、142-143ページ。

40 橋本鉞市、前掲論文、142ページ。

41 劉寧顔編纂『重修臺灣省通志 卷七 政治志衛生篇』第一冊(南投：臺灣省文獻委員會、1995)、頁20、229；長榮校史(長榮大學、<https://www.cjcu.edu.tw/tw/about01.php>、最終閲覧日：2021年11月26日)。

42 劉寧顔編纂、前掲書、頁20。

官立の事業としては、1886年に清が西洋式の医院を設置し、兵員や民衆に医療を提供し始めた。しかし、程なく日清戦争で台湾が割譲されたため、台湾総督府下で医療・衛生体制の整備が進められたのである。

日本軍は、宮古島島民の遭難事件（1871〔明治4〕年）に端を発した台湾出兵（1874〔明治7〕年）で、多くの人員が戦闘行為よりも感染症に罹患、あるいはその犠牲になっていた⁴³。また、日清戦争後の台湾占領時、日本軍の被害は戦死164名、負傷515名、病死4,642名、台湾で治療を受けた者5,246名、病気による日本送還21,748名にのぼった⁴⁴。占領当初、台湾では土匪討伐が続いたため、軍隊でのマラリア対策が優先され、一般民衆への医療提供は遅れた。

医師資格に関連する制度については、1896（明治29）年、台湾総督府が「台湾医業規則」（台湾総督府令第6号）を公布し、医療行為に従事する者に以下の条件を定めた。即ち、医師は内務大臣が発行する医術開業免状か、台湾総督府発行の医術免許証を保有することであった。このうち、後者は台湾総督府医学校⁴⁵を卒業した台湾人が取得できる、台湾でのみ有効な資格であった。

公衆衛生に直結する措置としては、台湾総督府による公医制度の制定がある。「台湾公医規則」（1896（明治29）年、台湾総督府令第8号）によれば、第6条で公医の職務を次のように規定した。即ち、公医が担当する区域の「公衆衛生及医事ニ関スル諸件ヲ補翼スルモノ」、具体的には、上下水道の清潔・改良、伝染病や地方病の検疫・予防、種痘、黴毒駆除、貧民救済、検死など医療・衛生に関わる広範な業務を担うものとされた⁴⁶。1897（明治30）年時点の公医は約100人にすぎず⁴⁷、台湾総督府医学校の設置は、台湾人を対象とした医学の速成教育の機会を創出し、医師不足を補うことになった。

2 羽鳥重郎の経歴 一内地で医師になるまで一

明治期の医師資格制度が構築される過程で、羽鳥はどのような経緯で医師を目指し、医術開業試験に及第したのであろうか。本節では、羽鳥の出生後、医師として働き始めるまでの足跡をたどる（表1）。

1871（明治4）年1月、羽鳥は群馬県勢多郡富士見村大字石井に生まれた。羽鳥3歳の年に母が病没し、その後は「家運次第に傾けり」⁴⁸。また、「生来の虚弱により」専ら読書をして過ごした⁴⁹。1877（明治10）年4月に石井小学校へ入学し、初等科・中等科各2年の課

43 日本軍（3,650人派遣）の死傷者の内訳は、戦死12名、病死525名、水死1名で、腸チフスとマラリアの罹患者が多かった（内海孝『感染症の近代史』（東京：山川出版社、2016年）、63ページ）。

44 廣松良臣『帝国最初の植民地台湾の現況 附南洋事情』（台北：台湾図書刊行会、1919年）、63-64ページ。

45 台湾人の子弟を対象とした医学教育機関として、1897（明治30）年に台湾総督府台北医院へ設置された医学講習所を前身とする（台湾総督府警務局『台湾衛生要覧 大正14年版』（台北：台湾総督府警務局、1925年）、75ページ）。開設時、同校は給費学生の制度を設けており、「学資ノ給与ヲ受ケタル者」は卒業後5年間、台湾総督府指定の職務に従事することが義務付けられた（『台湾総督府医学校規則』（台湾総督府令第54号）、『官報』第4813号、1899〔明治32〕年7月18日、286-287ページ）。

46 『官報』第3909号、1896（明治29）年7月10日、104-105ページ。

47 劉寧顔編纂、前掲書、頁232。

48 羽鳥重郎、前掲書、14ページ。

49 注48に同じ。

程を修了すると、1881（明治14）年9月、群馬県中学校⁵⁰へ入学した⁵¹。しかし、1885（明治18）年には県議会で同校の移転・存廃が議論されるようになった。群馬県は、中学校経費を地方経済の範疇に含める必要を認めないとして地方税の支出を拒否し、その結果、群馬県中学校が「実質的には廃校同様」となったのである⁵²。この時、群馬県中学校を存続させるため、有志が学校の移転・運営につとめたものの、羽鳥は移転先に通わず、地元に残った⁵³。

地元での羽鳥は、農業と読書の日々を過ごしていたが、群馬県医学校、済生学舎⁵⁴を経て医術開業試験に合格した次兄⁵⁵の開業先（前橋市）で、調剤等を補助する傍ら、医学の知識と実務経験の蓄積に勤しんだ⁵⁶。羽鳥と医学の接点は、次兄だけではない。羽鳥の母方の祖父（今井兼徳）は江戸末期の「漢蘭医」⁵⁷で、脊椎カリエスを患った羽鳥の母は、実父の「脊椎穿刺治療を受けつつ療養」していたのである⁵⁸。医師の養成が教育機関へ一本化される以前の時期に、旧来制度の医師と医術開業試験を経た西洋医学の医師が近親者にいたことは、羽鳥に少なからず影響を与えたと考えられる。

しかし、羽鳥が地元群馬県で医師養成の教育機関に就学する機会はなかった。というのも、1880（明治13）年、群馬県は経済的理由から、県医学校の廃校を決定したためである⁵⁹。群馬県中学校を退学後、地元に残った羽鳥にとって、次兄のもとで学び、医術開業試験を受験することが医師への捷徑だったのである。

不幸にして次兄が早世したため羽鳥は帰郷したが、1892（明治25）年、前橋病院（元群馬県医学校附属病院）で調剤を担当する機会に恵まれ、仕事と医術開業試験の受験勉強を始めた。その結果、羽鳥は翌年に医術開業前期試験、1895（明治28）年には同後期試験に合格し、同年9月、開業免状を下付された⁶⁰。この間、日清戦争中に前橋病院が閉院し、受験勉強の継続には厳しい局面を迎えたが、前橋病院を継承して開設された赤十字看護婦養成所で医業の補佐を続け、医術開業後期試験を目指したのであった⁶¹。

羽鳥が医術開業試験を目指した時期は、「医師免許規則」（1883〔明治16〕年）の公布を機に同試験が難化し、私立医学校で学ぶ受験生が増加した時期と重なる⁶²。但し、私立医学校の教育は官・公立医学校並みに系統的とは言えず、その結果、医術開業試験の及第者が知識・技量不足のまま開業することも珍しくなく、医師養成の教育機関卒業者から批

50 群馬県では、同県学則（1876〔明治9〕年）に基づいて県内を4学区に区分し、各区に中学校を設置する予定であった。しかし、学区ごとの設置状況にはばらつきがあり、1879（明治12）年には県議会在現の中学校を廃し、翌年、群馬県中学校を設立した（富士見村誌編纂委員会編『富士見村誌』〔群馬：富士見村役場、1954年〕、463ページ）。

51 羽鳥重郎、前掲書、17-18ページ。

52 富士見村誌編纂委員会編、前掲書、466-467ページ。

53 羽鳥重郎、前掲書、20ページ。

54 1876年、長谷川泰（1842-1912）によって創設された医師の速成教育機関で、日本医科大学の前身。野口英世、吉岡彌生（東京女子医学校創設者）らも済生学舎で学んだ。

55 次兄（斎藤布美衣）は1887（明治20）年の医術開業試験に合格し、前橋病院に勤務後、城陽医院（前橋市）を開業した（羽鳥重郎、前掲書、21-22ページ）。

56 羽鳥重郎、前掲書、21-22ページ。

57 漢方と蘭方の利点を取り入れた治療を行う、漢蘭折衷派の医師を指す。

58 羽鳥重郎、前掲書、14ページ。

59 丸山知良「近代前期における公立医学校の消長とその背景」『文書館だより』（8、1987年）、2-3ページ。

60 羽鳥重郎、前掲書、25ページ。

61 羽鳥重郎、前掲書、24-25ページ。

62 橋本鉾市、前掲論文、142-143ページ。

判された⁶³。

こうした中で試験に及第者した羽鳥は、検疫医、群馬県監獄医となる機会を得た。しかし、監獄医は半年で辞職している。というのも、前橋出身の斎藤近三（青森県農事試験場長〔当時〕）の申し込みにより、斎藤の娘婿となることを前提に、大学で医学を学ぶ機会を得たからであった⁶⁴。ただ、高等中学校や大学予科などの学修歴がない羽鳥は、本科入学が難しい。既に開業免状を得ていた彼は、帝国大学医科大学撰科（内科学）を受検・合格し⁶⁵、1896（明治29）年9月に入学した⁶⁶。

入学当時の帝国大学医科大学には、帝国大学名誉教師としてベルツ（Erwin von Bälz：1849-1913）⁶⁷、内科学教授として青山胤通（第一講座）、三浦謹之助（第二講座）、内科学助教授として入澤達吉が在籍していた⁶⁸。羽鳥の回想録によれば、彼は青山胤通のもとで学究生活を送った⁶⁹。

1897（明治30）年4月、駒込病院医長を兼務することになった入澤達吉に従い⁷⁰、羽鳥は他の専科生2名（南川親祇、宮尾信治⁷¹）と共に医科大学助手に任じられ、駒込病院に勤務した⁷²。その後、脚気の保養をかねて大学を辞めた羽鳥は、1898（明治31）年、日本郵船船医として勤務し、翌春には同社を退職すると、同年6月、台湾総督府の公医等の募集に応じた。この折、羽鳥は台湾から出張中の兄の友人（鹿沼留吉⁷³）と偶然再会し、総督府への応募が順調に進むと、山口秀高、堀内次雄両氏との面会、台湾総督府警務局衛生課長の照会を経て、台湾で職を得た⁷⁴。

63 橋本鉦市、前掲論文、144-145ページ。

64 羽鳥重郎、前掲書、26ページ。しかし、斎藤家からの学資は3ヶ月で途絶え、代わりに重郎の長兄が学資を負担した（羽鳥重郎、前掲書、29ページ）。

65 帝国大学医科大学撰科は、19歳以上で、主管教授の学力試問に合格すれば修学が可能であった。但し、医術開業免状の保有者が入学を希望する場合、学力検定が課された（帝国大学『帝国大学一覽 従明治29年至明治30年』〔東京：帝国大学、1896年〕、61-62ページ）。

66 帝国大学、前掲書、356ページ。

67 19世紀後半の欧州人の基準でいえば、日本の風土病も熱帯病の範疇に含まれており、帰国後のベルツは、ドイツ熱帯医学会の初代会長を務めた（瀬戸口明久、前掲論文、127ページ）。ベルツの寄生虫研究の一成果が日本の恙虫病に関する調査であり、ベルツ（伊勢錠五郎訳補）『内科病論 上篇』（東京：丸善、1889年〔第5版〕）に、「日本洪水熱、恙虫又鳥虫又赤虫」として収録されている。

68 帝国大学、前掲書、97ページ。

69 羽鳥重郎、前掲書、27-29ページ。

70 1897（明治30）年、駒込病院が医務を東京大学に委託したため、同院医長を兼任することとなった（宮川米次編『入澤達吉先生年譜』〔東京：入澤内科同窓会、1940年〕、5ページ）。

71 1871～1935年。東京医学専門学校出身。1895（明治28）年の医術開業試験に合格（宮川米次編、前掲書、72ページ）。のち海軍軍医に転じた。

72 入澤達吉氏談「駒込病院在職当時の想ひ出」『日本伝染病学会雑誌』（2：8、1928年5月）（https://www.jstage.jst.go.jp/article/kansenshogakuzasshi1926/2/8/2_8_869/_pdf/-char/ja）：宮川米次編、前掲書、38、72ページ；羽鳥重郎、前掲書、29ページ。

73 1898～1901年、鹿沼留吉は台湾総督府民政部衛生課に所属する技手であった。その後、1908（明治41）年には台湾総督府台南医院薬局長へ転じた（中央研究院臺灣史研究所檔案館「台湾総督府職員録系統」、<https://who.ith.sinica.edu.tw/>）。

74 羽鳥重郎、前掲書、35-36ページ。

表1 羽鳥重郎年譜

| 年 | 元号 | 月 | 羽鳥重郎年譜 | 日本／世界の動静、医療・衛生制度 |
|------|------|----|---------------------------------|--|
| 1871 | 明治4 | 1 | 群馬県勢多郡富士見村に生まれる | |
| 1872 | 明治5 | 8 | | 「学制」公布 |
| 1874 | 明治7 | | | 「医制」公布 |
| 1881 | 明治14 | 9 | 群馬県中学校の補欠募集に応募し合格 | |
| 1882 | 明治15 | | | 「医学校通則」（文部省達第4号） |
| 1883 | 明治16 | 10 | | 「医術開業試験規則」（太政官第34号布達） 「医師免許規則」（太政官第35号布達） |
| 1885 | 明治18 | 夏 | 群馬県中学校廃校に伴い退学 | |
| 1888 | 明治21 | | 短期間の石井小学校勤務後、次兄が開業した城陽医院にて調剤手伝い | |
| 1892 | 明治25 | 2 | 前橋病院へ勤務（薬局で調剤に従事） | |
| 1893 | 明治26 | 4 | 医術開業試験（前期）合格 | |
| 1894 | 明治27 | 7 | | 日清戦争（～1895年） |
| 1895 | 明治28 | 5 | 群馬県検疫委員（～12月） | 群馬県下に臨時検疫部設置 |
| | | 9 | 医術開業試験（後期）に合格、内務省より医術開業免許を下附される | |
| 1896 | 明治29 | 1 | 群馬県監獄医（～5月） | |
| | | 5 | | 「台湾医業規則」（府令第6号、7月施行） |
| | | 6 | | 「台湾公医規則」（府令第8号） |
| | | 9 | 帝国大学医科大学選科（内科学）入学 | |
| | | 10 | | 「台湾伝染病予防規則」（律令第8号） |
| 1897 | 明治30 | 4 | 東京帝国大学医科大学助手、東京市立駒込病院勤務（～11月） | 「伝染病予防法」（法律第36号） |
| 1898 | 明治31 | 1 | 船医として日本郵船に勤務（～翌4月） | |
| 1899 | 明治32 | 4 | | 「台湾総督府医学校官制」（律令第95号） |
| | | 7 | 台湾総督府衛生試験室へ赴任のため渡台 | |
| 1901 | 明治34 | 7 | | 「台湾医士免許規則」（府令第47号） |
| 1903 | 明治36 | 3 | | 「専門学校令」（勅令第61号） |
| 1904 | 明治37 | 2 | | 日露戦争（～1905年） |
| 1914 | 大正3 | 6 | | 第一次世界大戦（～1918年11月） |
| 1916 | 大正5 | | | 医術開業試験廃止 台湾総督府中央研究所衛生学部開設 |

植民地における医術開業試験及第者のキャリア形成（大石）

| | | | | |
|------|------|----|--|-------|
| 1920 | 大正9 | 6 | 単光旭日章(台湾のペスト防遏の功による) | |
| 1924 | 大正13 | 12 | 中南米への経済調査団に同行 | |
| 1926 | 大正15 | 3 | 高等官二等に叙任の後、退官 | |
| | | 7 | 医学博士(新潟医科大学) | |
| 1931 | 昭和6 | 9 | | 満州事変 |
| | | 11 | 花蓮港で羽鳥医院进行開業 | |
| 1939 | 昭和14 | 1 | 隣家の失火で羽鳥医院全焼、閉院し台北へ帰還 | |
| 1940 | 昭和15 | 6 | マラリア調査のため海南島へ | |
| 1941 | 昭和16 | | 衛生調査班の一員としてタイへ。 その後、外務省仏印経済調査団に参加し 仏印へ(1942年帰国)。 | 太平洋戦争 |
| 1945 | 昭和20 | 1 | 仏印カンボジアの風土病調査(～4月) | |
| 1946 | 昭和21 | 5 | 台湾大学熱帯医学研究所技師として 中華民国政府に留用 | |
| | | 12 | 留用解除され引揚げ | |
| 1957 | 昭和32 | 3 | 永眠(87歳) | |

出所：台湾新民報社編『台湾人士鑑』（台北：台湾新民報社、1937年）、519-520ページ、羽鳥重郎『眠顔自叙回想録—台湾医事衛生小誌—』（東京：眠顔自叙回想録刊行会、1964年）、145-150ページ、臺北市文獻委員會『臺北市志稿 卷三政制志 衛生篇』（臺北：臺北市文獻委員會、1959年）、頁90より作成。

3 台湾総督府下での勤務

台湾での羽鳥のキャリアは、1899（明治32）年、台北衛生試験室からスタートした⁷⁵。主な業務は専売品の阿片煙膏のモルヒネ含有量、その他の医薬品の検査で、官制改正に伴い専売局へ統合された（1901〔明治34〕年5月、勅令第116号）。羽鳥は、ペスト菌の検出をはじめ、各種動物実験、動物伝染病の検査・培養、台湾各地の官庁から依頼された検査業務を担当した⁷⁶。この他に、研究目的で来訪した内地の研究者を蕃地討伐に案内することもあった⁷⁷。

表2は、『台湾総督府職員録』に収録されている羽鳥の所属先・職名・叙位・俸給などを整理したものである。1899-1901年の『台湾総督府職員録』を確認する限り、製薬所職員に羽鳥の氏名はなく、1902（明治35）年の「専売局検定課嘱託」から始まる。1904（明治37）年以降は、警察本署衛生課（1919〔大正8〕年以降、警務局衛生課）や海港検疫所など

75 羽鳥重郎、前掲書、36ページ。官制改正後の所属先が専売局検定課であることから、当時の所属部局の名称は、台湾総督府製薬所とみられる。

76 羽鳥重郎、前掲書、38-40ページ。

77 羽鳥重郎、前掲書、39ページ。

で防疫・検疫医官を務めた。また、台湾総督府基隆医院院長のドイツ留学に伴い、1907（明治40）年には羽鳥が同院院長代理、基隆避病院院長を拝命した⁷⁸。その後は1920年代まで警察本署衛生課に所属し、防疫医官を勤める勤務する傍ら、地方病及伝染病調査委員会⁷⁹、臨時防疫委員会の委員も務めた。

表2 台湾総督府下での羽鳥重郎の勤務歴^{*1}

| 年 | | 台湾総督府での所属先 | 職名等 | 叙位 | 俸給 ^{*2} (円) |
|------|------|----------------|------|-----|----------------------|
| 1902 | 明治35 | 専売局検定課 | 嘱託 | | 月80 |
| 1903 | 明治36 | 専売局検定課 | 嘱託 | | 月90 |
| 1904 | 明治37 | 専売局検定課 | 嘱託 | | 月90 |
| | | 警察本署衛生課 | 嘱託 | | |
| 1906 | 明治39 | 台湾総督府基隆海港検疫所 | 検疫医官 | | 1,000 |
| | | 台湾総督府医学校 | 嘱託 | | |
| | | 警察本署衛生課 | 嘱託 | | |
| | | 警察本署臨時防疫課 | 防疫医 | | |
| 1907 | 明治40 | 台湾総督府基隆海港検疫所 | 検疫医官 | 従七位 | 1,000 |
| | | 臨時台湾基隆築港局庶務課 | 嘱託 | | |
| | | 医院 基隆医院 | 医員 | | |
| | | 基隆庁警務課 | 嘱託 | | |
| | | 基隆庁基隆避病院 | 嘱託 | | |
| 1908 | 明治41 | 台湾総督府基隆海港検疫所 | 検疫医官 | 従七位 | 1,000 |
| | | 臨時台湾基隆築港局庶務課 | 嘱託 | | |
| | | 医院 基隆医院 | 医員 | | |
| | | 基隆庁警務課 | 嘱託 | | |
| | | 基隆庁基隆避病院 | 医員 | | |
| | | 基隆庁基隆婦人病院 | 医員 | | |
| 1909 | 明治42 | (5月) 警察本署臨時防疫課 | 防疫医官 | 正七位 | |
| | | (11月) 内務局衛生課 | 防疫医官 | | |
| 1910 | 明治43 | 内務局衛生課 | 防疫医官 | 正七位 | |
| | | 台北庁警務課 | 嘱託 | | |

78 羽鳥重郎、前掲書、46ページ。

79 台湾特有の疾病やアヘン癮者の調査研究のため、1899（明治32）年10月に設置された委員会（台湾総督府警務局、前掲書、186ページ）。

植民地における医術開業試験及第者のキャリア形成（大石）

| | | | | | |
|---------------|-------------|--|------|-------------------|-------|
| 1911 | 明治44 | 内務局衛生課 | 防疫医官 | 正七位 | 1,700 |
| | | 台北庁警務課 | 嘱託 | | |
| 1912 | 明治45 | 警察本署衛生課 | 防疫医官 | 従六位 | 1,700 |
| 1913～ 1914 | 大正2～ 大正3 | 警察本署衛生課 | 防疫医官 | 従六位 | 2,000 |
| | | 地方病及伝染病調査委員会 | 委員 | | |
| 1915～ 1917 | 大正4～ 大正6 | 警察本署衛生課 | 防疫医官 | 正六位 | 2,000 |
| | | 地方病及伝染病調査委員会 | 委員 | | |
| 1918～ 1919 | 大正7～ 大正8 | 警察本署衛生課（官制改正後、警務局衛生課） | 防疫医官 | 正六位 | 2,500 |
| | | 地方病及伝染病調査委員会 | 委員 | | |
| | | 臨時防疫委員会 | 委員 | | |
| 1920 | 大正9 | (8月) 警務局衛生課 | 防疫医官 | 従五位 | 2,500 |
| | | (8月) 地方病及伝染病調査委員会 | 委員 | | |
| | | (8月) 臨時防疫委員会 | 委員 | | |
| | | (12月) 台北州警務部衛生課 | 技師 | | 3,800 |
| | | (12月) 台湾総督府研究所衛生学部 | 技師 | | |
| | | (12月) 地方病及伝染病調査委員会 | 委員 | | |
| 1921 | 大正10 | 台北州警務部衛生課 | 技師 | 従五位 | 4,100 |
| | | 台湾総督府研究所衛生学部（台湾総督府中央研究所衛生部〔以下、中央研究所衛生部〕） | 技師 | | |
| | | 台北州稲江医院 | 院長 | | |
| | | 地方病及伝染病調査委員会 | 委員 | | |
| 1922 | 大正11 | 台北州警務部衛生課 | 技師 | 従五位 | 4,100 |
| | | 中央研究所衛生部 | 技師 | | |
| | | 地方病及伝染病調査委員会 | 委員 | | |
| 1923 | 大正12 | 台北州警務部衛生課 | 技師 | 従七位 ^{*3} | 4,100 |
| | | 中央研究所衛生部 | 技師 | | |
| 1924 | 大正13 | 台北州警務部衛生課 | 技師 | 従五位 | 4,100 |
| | | 中央研究所衛生部 | 技師 | | |
| | | 台北州台北婦人病院 | 院長 | | |
| 1925 | 大正14 | 台北州警務部衛生課 | 地方技師 | 正五位 | 4,100 |
| | | 中央研究所衛生部 | 技師 | | |
| | | 台北州台北婦人病院 | 院長 | | |
| 1926 | 大正15 | 台北州稲江医院 | 嘱託 | 従四位 | 1,000 |
| 1927 | 昭和2 | 台北州稲江医院 | 嘱託 | 従四位 | 1,000 |

| | | | | | |
|---------------|---------------|-------------|-------|-----|-------|
| 1928 | 昭和3 | 台北州稲江医院 | 医員 | 従四位 | 1,000 |
| 1929 | 昭和4 | 台北州台北市稲江医院 | 医員 | 従四位 | 1,000 |
| 1930 | 昭和5 | 台北州台北市稲江医院 | 嘱託 | 従四位 | 3,400 |
| 1931 | 昭和6 | 台南州台南市立済生医院 | 嘱託 | 従四位 | 3,226 |
| 1932～ 1933 | 昭和7～ 昭和8 | 交通局花蓮港鉄道出張所 | 嘱託 | 従四位 | 月50 |
| | | 交通局基隆築港出張所 | 嘱託 | | 月50 |
| 1934～ 1935 | 昭和9～ 昭和10 | 交通局花蓮港鉄道出張所 | 嘱託 | 従四位 | 月50 |
| | | 交通局基隆築港出張所 | 嘱託 | | 月50 |
| | | 鉄道部庶務課 | 嘱託 | | |
| 1936～ 1937 | 昭和11～ 昭和12 | 交通局基隆築港出張所 | 嘱託 | 従四位 | 月50 |
| 1938～ 1939 | 昭和13～ 昭和14 | 交通局基隆築港出張所 | 嘱託 | 従四位 | 月50 |
| | | 花蓮港庁庁協議会議員 | 庁協議会員 | | |

備考：※1 「台湾総督府職員録」の記載期間に依る。尚、機関設置後に名称変更された組織については、() 内にその旨を付記した。

※2 金額に「月」とある年は、月俸を示す。俸給が不明の年については、空欄とした。

※3 原文ママ。

出所：中央研究院台湾史研究所檔案館「台湾総督府職員録系統」 (<https://who.ith.sinica.edu.tw/>) より作成。

この間、羽鳥は一貫して台湾の感染症研究・防遏に携わった。台湾での事績としては、第一に、マラリア防遏が挙げられる。1910年代に台湾総督府が着手した感染症対策で、羽鳥はマラリア防遏を命じられ、台湾北部の北投地区でマラリア原虫保有者・罹患者の抑制に成功した⁸⁰。第二に、台湾における恙虫病の発見である。羽鳥は台湾東部の蕃地討伐に同行し、また各地の公医から報告された発疹性腺腫熱の研究を進め、それが恙虫病であることを突き止めたのであった。以下では、台湾の恙虫病特定に至る過程を概観する。

恙虫病とはダニの一種ツツガムシが媒介する病気で、戦前の日本では、新潟県、山形県、秋田県の大型河川（信濃川、阿賀野川、最上川、雄物川など）の周辺で流行する風土病であった⁸¹。これらの地域では、河川で洪水が発生するたびにツツガムシが拡散し、恙虫病の流行地域が拡大する傾向にあった⁸²。

台湾では、1908（明治41）年には「発疹性熱性病ノ存在」が知られており⁸³、同年5月、花蓮港庁下の拔吐蘭蕃地^{パトラン}で、原住民襲撃に備えた防衛線設置作業に従事した警察官吏らが

80 台湾総督府警務局衛生課編『マラリア防遏誌』（台北：台湾総督府警務局衛生課、1932年）、8ページ。

81 安井広「E・ベルツとツツガムシ病」『日本医史学雑誌』（34：2、1988年4月）、232ページ。なお、第二次世界大戦後は新型の恙虫病が出現し、北海道、沖縄など一部地域を除き、全国で症例が報告される感染症へと変化した（国立感染症研究所「ツツガムシ病とは」、<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/436-tsutsugamushi.html>、最終閲覧日：2022年5月1日）。

82 北里柴三郎『恙虫病原調査報告書』（東京：伝染病研究所、1894年）、22ページ。

83 羽鳥重郎「台湾ニ於ケル発疹性腺腫熱調査報告（第一）」『台湾医学会雑誌』（147、1915年1月）、1ページ（以下、「調査報告（第一）」と略記）。

発疹性腺腫熱を発症し⁸⁴、翌年の七脚川蕃地⁸⁵討伐でも少数の症例が報告された。当時は原因特定に至っておらず、公医や蕃地討伐の警察部隊は、発症者が「一定ノ潜伏期ヲ経テ通例悪寒ヲ以テ発熱」していたことに鑑み、腸チフス・パラチフス・発疹チフス罹患者に準じた隔離措置、つまり避病院へ収容する方針を執っていた⁸⁶。

羽鳥は、蕃地討伐の救護班、患者の収容先医院、官営移民村3ヶ村（吉野村⁸⁷、豊田村、林田村）などでの調査、各地の公医の報告から、次の特徴を見出した⁸⁸。

- ①発 生 地：雨量の多い山裾や溪流の畔の砂質地、かつ草が生い茂る地帯。そのため地質、雨量、湿度との関連性が強い。
- ②発生時期：主に4～7月。但し、①の特徴から、夏季でも早魃の折には発生数が減少する（表3）。
- ③感 染 者：主に内地出身者。台湾人は感染しても軽症が多いか、通院せず放置しており全数捕捉が困難。また、屋外労働に従事する壮年男性の感染が多い。蕃地討伐の警察部隊（表4）、農民、林業従事者、製脳業従事者、土木工事関係者など、草、樹木、土砂と接点をもつ者の感染が多い傾向にある。

表3 1915（大正4）年官営移民村における恙虫病発症・死者数（単位：人、死者は内数）

| 村名 | 月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| | 吉野村 | 患者 | - | - | 1 | 1 | 10 | 5 | 7 | 1 | - | 2 | - |
| 死者 | | - | - | - | - | - | 2 | 1 | - | - | 1 | - | - |
| 豊田村 | 患者 | - | 1 | - | - | - | 5 | 6 | 9 | 8 | 3 | - | - |
| | 死者 | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - |
| 林田村 | 患者 | - | - | - | - | - | 15 | 17 | 3 | 3 | 11 | - | - |
| | 死者 | - | - | - | - | - | 1 | 2 | 1 | - | 2 | - | - |
| 合 計 | 患者 | - | 1 | 1 | 1 | 10 | 25 | 30 | 13 | 11 | 16 | - | - |
| | 死者 | - | - | - | - | - | 3 | 3 | 2 | - | 3 | - | - |

出所：羽鳥重郎「台湾ノ発疹性腺腫熱ニ関スル報告（第三）」『台湾医学会雑誌』（170、1916年12月）、967ページより作成。

84 原因・病名の特定に至る以前、発生地地名を冠した「バトラン熱」、「木瓜熱」、「鳳林熱」、あるいは「不明熱」との異名で称された（羽鳥重郎「調査報告（第一）」、1、3-4ページ）。

85 現在の花蓮県吉安郷の一部地域で、阿美族（アミ族）の居住地域。1908年12月、不当な労役・賃金が発端となって、七脚川社の原住民19人が山地に逃亡する事件が起きた。これを口実に、台湾総督府は、七脚川と太魯閣（タロコ）族バトラン社と木瓜群が抗日の動きを見せたとして軍・警察を動員し、七脚川社を包囲した。最終的に、七脚川社の住民は集団移住させられた。臺灣行動研究學會『來去吉野村一日治時期島内移民生活紀事一』（花蓮：臺灣行動研究學會、2017年）、頁56-57。

86 羽鳥重郎「調査報告（第一）」、2ページ。

87 1909（明治42）年初から建設が始まった、最初の官営移民村。1910（明治43）年2月、台湾総督府訓令12号に基づき、徳島県から9戸20名の農民が入植した（臺灣行動研究學會、前掲書、頁58）。

88 特徴については、以下の資料の記述に依拠した。羽鳥重郎「調査報告（第一）」、49-50ページ；羽鳥重郎「台湾ノ発疹性腺腫熱ニ関スル報告（第三）」『台湾医学会雑誌』（170、1916年12月）、967ページ。

表4 1914（大正3）年 ^{バトラン} 抜吐蘭蕃地討伐（6～8月）での恙虫病発症数

| 内訳 症状 | 患者 | | 死者（内数） | | 死亡比率 （%） |
|----------|-----|-----|--------|-----|-------------|
| | 内地人 | 台湾人 | 内地人 | 台湾人 | |
| 重症者 | 10 | 1 | 2 | 1 | 27.2 |
| 中等症・軽症 | 8 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 18 | 6 | 2 | 1 | - |

出所：羽鳥重郎「台湾ニ於ケル発疹性腺腫熱調査報告（第一）」『台湾医学会雑誌』（147、1915年1月）、12-13ページより作成。

その後、羽鳥は発疹性腺腫熱の病原の侵入口が皮膚にあることを発見し⁸⁹、内地の恙虫病と臨床上の症状が一致していたこと、吉野村、林田村でネズミを捕獲し、各個体から赤虫（trombicula：恙虫の幼虫）の検出に成功したことから⁹⁰、病名が確定した。また、恙虫病蔓延の原因を「有毒恙虫ノ寄著セル鼠族ノ移動ニ帰セザルベカラズ」⁹¹と指摘した。台湾総督府官吏としての立場からみれば、恙虫病は「台湾ニ於ケル未開地ノ拓殖植民上ノ障碍トナルコト甚大ナルヲ以テ、之ガ予防防遏及治療ノ方法ヲ画策研究スルハ焦眉ノ急ニ迫レルモノ」⁹²であった。このように、台湾では恙虫病の拡散が開発事業に起因しており、羽鳥ら台湾総督府下の防疫医官や公医らは対応を迫られたのであった。

4 退職後の活動

1926（大正15）年、羽鳥は任官から20年が経過し、恩給の対象に達したことから退官した⁹³。同年7月、羽鳥は「台湾の恙虫病に関する研究」で、新潟医科大学から医学博士の学位を授与された。また、同年には特旨で従四位に叙位された。こうして、羽鳥は医師として1つの節目を迎えたが、退官後もなお医師として働き続け、1931（昭和6）年には花蓮港で羽鳥医院を開業した⁹⁴。1939（昭和14）年、不幸にも隣家の失火で羽鳥医院を焼失した際は、日中戦争の折から廃院を決定した⁹⁵。

台北へ戻った羽鳥は、齢70を超えてもなお軍の依頼や命令に応じて南方での調査に参加し、研究活動を続けた。1941年に参加した仏印での調査結果は、外務省佛印資源調査團『医学博士羽鳥重郎調査 佛領印度支那ノ衛生事情報告（其一～其三）』として提出された⁹⁶。

89 羽鳥重郎「台湾ニ於ケル発疹性腺腫熱及ビ之ト恙虫病トノ一致ニ就テ」『日本内科学会雑誌』（3、1915年）、724ページ（以下、「恙虫病トノ一致ニ就テ」と略記）。

90 羽鳥重郎「調査報告（第一）」、2、56ページ；張秀蓉編註、前掲書、頁66。

91 羽鳥重郎「調査報告（第一）」、61ページ。

92 羽鳥重郎「恙虫病トノ一致ニ就テ」、726ページ。

93 羽鳥重郎、前掲書、65ページ。

94 手島仁、前掲書、14ページ。

95 手島仁、前掲書、15ページ。

96 羽鳥重郎、前掲書、149ページ。なお、1941年の仏印調査報告は、「仏領印度支那ノ衛生事情報告（其一～其三）医学博士羽鳥重郎調査／1942年（官抜_41～官抜_43）」（JACAR〔アジア歴史資料センター〕Ref.B10070167100、Ref.B10070167300、Ref.B10070167500、外務省外交史料館）として、ウェブ上で公開されている。

おわりに

羽鳥は、西洋医学の医師が少ない時期に、医術開業試験の受験を経て西洋医学の医師の道を歩み始めた。群馬県中学校を退学後、医術開業試験合格まで地元の群馬県にとどまった羽鳥は、監獄医、船医、帝国大学医科大学助手など複数の職を経験した。その間、帝国大学医科大学撰科で内科学を専門に学ぶ機会も得た。こうした内地での就職・就学機会を経て、新天地を求めて台湾へ渡った。

台湾における羽鳥のキャリアは、製薬所検査課という実験を主務とする環境から始まり、その後は防疫・検疫医官、台湾総督府医院の医員と活動の場を広げた。その間、台湾総督府のマラリア防遏に寄与しただけでなく、熱帯病に関連した研究に尽力した。その成果の1つが、台湾における恙虫病の検知であろう。発熱、発疹、患者の体に残る刺し口という恙虫病の三大特徴を見出し、内地の恙虫病と比較した結果、台湾の発疹性腺腫熱が恙虫病と判明したのであった。羽鳥の恙虫病に関する研究成果は新潟医科大学へ提出され、台湾総督府を退官する年に学位を授与された。

群馬県中学校就学後、羽鳥が在籍した教育機関は帝国大学医科大学撰科のみであり、限られた課目のみを短期間で専修するほかなかった。彼は、医師養成の教育機関で本科生として学ぶ機会に恵まれなかったため、医師の階層化・学歴主義化が進む大正時代にかけて、内地で医師を続けることは可能でも、活動の幅は限られたであろう。羽鳥は、開業して経済的成功を目指した医術開業試験及第者とは異なり、防疫・検疫医、製薬所検査課など複数の職域を経験した。これが、熱帯病に関する知識や技能の蓄積につながり、一定の研究成果を残すことにつながったとみられる。羽鳥は、学歴・経験の上で不利な背景にあったからこそ、台湾へ渡り、医師として調査・研究に没頭できたのではないだろうか。

戦後、台湾が中華民国政府に接収されると、同政府により一部の日本人技術者・教員・軍人らが一定期間台湾で留用された。羽鳥は留用者の1人として、台湾大学医学院薬理教室に在籍して日中薬学史の調査研究に従事し⁹⁷、1946年12月の留用解除まで台湾で暮らした⁹⁸。

（おおいし めぐみ・高崎経済大学経済学部准教授）

謝 辞

本稿は、中央研究院台湾史研究所における訪問研究期間（2020年9月～2021年8月）の研究成果の一部である。コロナ禍で受け入れをして下さった同研究所に深謝する。

97 1946年5月1日、辞令交付。のち、台湾大学熱帯医学研究所技師として勤務した（羽鳥重郎、前掲書、116、118ページ）。

98 井上弘樹「国立台湾大学における日本人留用政策」『日本台湾学会報』（16：2014年6月）、103ページ；羽鳥重郎、前掲書、117-122ページ。

参考文献

- 青木歳幸「資料翻刻 佐賀藩『医業免札姓名簿』について」『佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要』第3号、2009年3月。
- 飯島渉『マラリアと帝国—植民地医学と東アジアの広域秩序—』、東京：東京大学出版会、2005年。
- 井関九郎『大日本博士録 Vol. II』、發展社出版部、1922年（中央研究院臺灣史研究所臺灣研究古籍資料庫：<http://rarebooks.ith.sinica.edu.tw/sinicafrsFront99/index.htm>）。
- 井上弘樹「国立台湾大学における日本人留用政策」『日本台湾学会報』第16号、2014年6月。
- 内海孝『感染症の近代史』、東京：山川出版社、2016年。
- 笠原英彦「医制制定と医学教育行政の確立」『法学研究：法律・政治・社会』第72巻第6号、1999年6月。
- 北里柴三郎『恙虫病原調査報告書』、東京：伝染病研究所、1894年。
- 厚生省医務局編『医制百年史 記述編』、東京：ぎょうせい、1976年。
- 厚生省医務局編『医制百年史 資料編』、東京：ぎょうせい、1976年。
- 小関恒雄「明治初期東京大学医学部卒業生動静一覽(1)」『日本医史学雑誌』、第33巻第3号、1987年7月。
- 鈴木哲造「日本統治下台湾における医師社会の階層構造と学歴主義—台湾総督府医院勤務医の任用過程を題材として—」（檜山幸夫編『歴史のなかの日本と台湾—東アジアの国際政治と台湾史研究—』中国書店、2014年）。
- 瀬戸口明久「医学・寄生虫学・昆虫学—日本における熱帯病研究の展開—」『科学哲学科学史研究』、第1号、2006年3月。
- 宗前清貞『日本医療の近代史—制度形成の歴史分析—』、京都：ミネルヴァ書房、2020年。
- 台湾新民報社編『台湾人士鑑』、台北：台湾新民報社、1937年。
- 台湾総督府警務局『台湾衛生要覧 大正14年版』、台北：台湾総督府警務局、1925年。
- 台湾総督府警務局衛生課編『マラリア防退誌』、台北：台湾総督府警務局衛生課、1932年。
- 帝国大学『帝国大学一覽 従明治29年至明治30年』、東京：帝国大学、1896年。
- 手島仁「羽鳥重郎・羽鳥又男読本—台湾で敬愛される富士見出身の偉人—」、群馬：上毛新聞社、2015年。
- 東寧会『東寧会40年—台北帝大医学部とその後—』、東京：東寧会、1978年。
- 新沼正子「衛生行政のはじまり—医師と看護婦の養成—」『安田女子大学紀要』第49号、2021年2月。
- 橋本鉾市「近代日本における専門職と資格試験制度—医術開業試験を中心として—」『教育社会学研究』第51集、1992年。
- 羽鳥重郎「台湾ニ於ケル発疹性腺腫熱及び之ト恙虫病トノ一致ニ就テ」『日本内科学会雑誌』第3巻、1915年。
- 羽鳥重郎「台湾ニ於ケル発疹性腺腫熱調査報告（第一）」『台湾医学会雑誌』第147号、1915年1月。
- 羽鳥重郎「台湾ノ発疹性腺腫熱ニ関スル報告（第三）」『台湾医学会雑誌』第170号、1916年12月。
- 羽鳥重郎『眠顎自叙回想録—台湾医事衛生小誌—』、東京：眠顎自叙回想録刊行会、1964年。
- 廣松良臣『帝国最初の植民地台湾の現況 附南洋事情』、台湾図書刊行会、1919年。
- 富士見村誌編纂委員会編『富士見村誌』、群馬：富士見村役場、1954年。
- ベルツ（伊勢錠五郎訳補）『内科病論 上篇』、東京：丸善、1889年（第5版）。
- 丸山知良「近代前期における公立医学校の消長とその背景」『文書館だより』第8号、1987年（<https://www.archives.pref.gunma.jp/storage/app/media/publications/dayori/dayori-08.pdf>）。
- 宮川米次編『入澤達吉先生年譜』、東京：入澤内科同窓会、1940年。
- 安井広「E・ベルツとツツガムシ病」『日本医史学雑誌』第34巻第2号、1988年4月。
- 文部省『文部省布達全書』、東京：文部省、1885年。
- 「駒込病院在職当時の想ひ出」『日本伝染病学会雑誌』第2巻第8号、1928年5月。
- 劉寧顔編纂『重修臺灣省通志 卷七 政治志 衛生篇』第一冊、南投：臺灣省文獻委員會、1995年。
- 臺北市文獻委員會『臺北市志稿 卷三 政治志 衛生篇』、臺北：臺北市文獻委員會、1959年。
- 臺灣行動研究學會『來去吉野村一日治時期島内移民生活紀事—』、花蓮：臺灣行動研究學會、2017年。
- 衛生福利部疾病管制署編『百年榮耀世紀傳承—1909-2014台灣百年公立疫苗製造史—』、臺北：衛生福利部疾病管制署、2014年。

植民地における医術開業試験及第者のキャリア形成（大石）

張秀蓉編註『日治臺灣醫療公衛五十年（修訂版）』、臺北：國立臺灣大學出版中心、2015年。

アジア歴史資料センター <https://www.jacar.go.jp/>

『官報』 <https://dl.ndl.go.jp/search/searchResult?categoryTypeNo=1&categoryGroupCode=C&categoryCode=05&viewRestrictedList=0|2|3>

国立感染症研究所 <https://www.niid.go.jp/niid/ja/>

国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/>

長榮大學 <https://www.cjcu.edu.tw/>

衛生福利部疾病管制署 <https://www.cdc.gov.tw/>

中華民國行政院 <https://www.ey.gov.tw/>

中央研究院臺灣史研究所檔案館 <https://archives.ith.sinica.edu.tw/>

Career Development for Successful Applicants of Medical License Examination in Colonial Period of Taiwan: A Case Study of Dr. Juro Hatori

OISHI Megumi

Summary

This paper focuses on career development of successful applicants of medical license examination in Meiji-Taisho era. To improve doctors' skills and knowledges, Japanese Government introduced medical license system. As the applicants for the license examination were not always required educational background in public or private medical school, young individuals who were not blessed with educational opportunities aimed to pass the examination for becoming a certified doctor. Previous studies discuss many applicants of the examination became private practitioners. However, such studies ignore the fact that a few successful applicants chose to take a different way. Thus, this paper takes a case study of Dr. Juro Hatori, who dropped out middle school but passing the license examination. After getting the medical license and studying medical care in non-regular course at Tokyo Imperial University, he found a job at hygiene office in Office of the Governor-General of Taiwan. Dr. Hatori worked for preventing tropical diseases as a quarantine medical officer, and found Scrub typhus (Tsutsugamushi disease) during his carrier. As his steady efforts paid off, he acquired the academic degree of doctor at Niigata Medical University in 1926.